

4. 傷病手当金

今回は、医療保険や就業不能保険加入時に知っておきたい**傷病手当金**です。傷病手当金は、**会社員や公務員**が病気やけがで働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に支給されますが、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支払いを受けた場合には支給されません。尚、**国民健康保険の場合は、基本、傷病手当金がありません。**

1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目 7日目

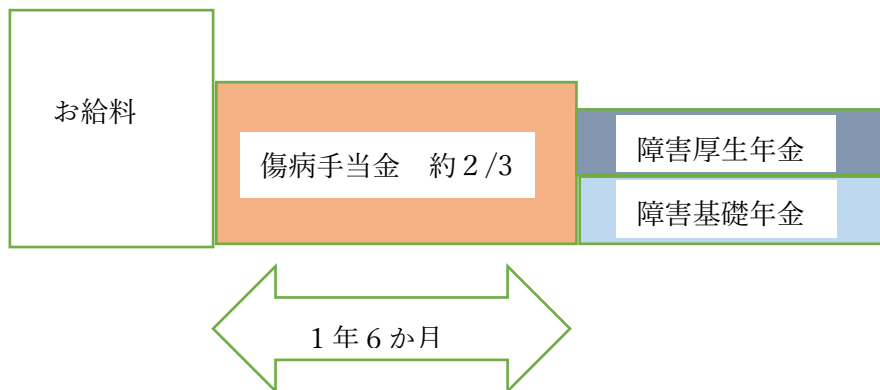


傷病手当金支給

支給される1日当たりの金額 = 直近12か月間の標準報酬月額平均額 ÷ 30 × **2/3**

支給期間 = **1年6か月**

★会社員や公務員の場合



会社員や公務員の場合には、傷病手当金が1年6か月支給され、その後、障害状態の場合には、障害年金が支給されますので、不足分を民間の保険で準備しておくといよいでしょう。その際には、治療費もかかるということに気を付けておきたいです。

また、国民健康保険は、原則、傷病手当金が支給されませんので、自営業の方は、サラリーマンの方より、貯金や民間の保険の準備を多めにする必要があるでしょう。



★国民健康保険の場合



補償が
ありません！

障害基礎年金